

令和7年度日本語教育実態調査業務提案仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、千葉県（以下「県」という。）が発注する「令和7年度日本語教育実態調査業務」（以下「業務」という。）の企画提案募集及び委託に付す場合において適用される主要事項を示すものである。

本仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書（契約書に添付するもの）は受託者決定後、協議の上、県が作成する。

2 業務の目的

県内在住の外国人が増加し、出身国・地域が多様化する中、日本人と外国人の双方が安心して暮らすことのできる環境の整備が求められており、外国人住民を対象とした地域日本語教育の推進は、その中核を担うものである。

この事業は、県内における日本語教育の環境整備の更なる推進のため、県内在住外国人を対象に、日本語能力や学習環境、学習ニーズや課題等を把握する実態調査をアンケート形式で実施し、県が市町村等を対象に別途実施する調査と一体的に結果を分析し、「千葉県地域日本語教育推進事業プラン」改訂の検討材料とするものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月10日（火）まで

4 委託内容

アンケート調査票を作成し、対象言語に翻訳したうえで、必要部数を印刷し、調査対象である県内在住外国人に郵送し、回答結果（オンラインまたは紙形式）を回収する。

回答結果については、県が実施する調査（同内容のアンケート、別途実施するアンケート及びヒアリング等）と併せて集計・分析し、報告書を作成して県に提出する。

（1）調査の概要

調査対象	満16歳以上の県内在住外国人 ・外国人住民の居住地域及び国籍等を考慮して抽出すること。
調査件数	1,000件以上（目標回答数は600件以上とする）
調査方法	郵送によるアンケート調査（回答はWEBまたは郵送とする）
調査項目	30問から40問程度
対象言語	11言語以上（やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、タイ語、ベトナム語、ネパール語、シンハラ語、タミル語、インドネシア語、ペルシャ語を含むこと。）
実施時期	令和7年10月～12月
留意点	・調査項目は、受託者と協議のうえ、県が決定する。

(2) 調査の実施方法

ア. 調査対象者の選定

※調査対象となる県内在住外国人の抽出方法、人数を具体的に提案すること。

※提案にあたっては、県内在留外国人の状況（居住ゾーンや国籍等）を踏まえ、偏りが少なくなるような方法とすること。

各ゾーンについては、以下のとおりである。

- ・東葛・湾岸ゾーン：千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ケ谷市、浦安市
- ・印旛ゾーン：成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
- ・香取・東総ゾーン：銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町、東庄町
- ・九十九里ゾーン：茂原市、東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
- ・南房総・外房ゾーン：館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・内房ゾーン：木更津市、市原市、君津市、富津市、袖ケ浦市

※住民基本台帳等、市町村が保有する情報から抽出する場合は、原則として県が市町村と調整を行ったうえで、契約後に受託者に対し情報提供を行う。

※県内の在留外国人の内訳（市町村・国籍別等）については、以下の HP を参照すること。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kokusai/toukeidata/kokusai/gaikokujinsuu.html>

※目標とする回答数を達成するための具体的かつ効果的な方法を提案すること。

※必要に応じて、上記（１）に提示する対象言語（１１言語）に加えて、言語を追加提案することも可能とする。

イ. 調査票・依頼文の作成・翻訳

- ・県内在住外国人向けの調査票及び依頼文を、上記（１）対象言語（「やさしい日本語」を含む）ごとに作成すること。

- ・調査票及び依頼文（いずれも通常の日本語）は、受託者と協議のうえ県が決定する。

※調査票の質問項目については、別紙「調査概要」の外国人向けアンケートの調査項目欄を参考に、所定様式(企画提案書様式第2号)により具体的な調査項目(案)を日本語で作成し提案すること。

※質問数は、概ね 30 問から 40 問程度を目安とする。

※調査票の翻訳にあたっては、文部科学省「日本語教育に関する調査の共通利用項目」も活用可能とする。

<https://www.nihongo-ews.mext.go.jp/information/examination?hl=ja>

- ・依頼文には回答用フォームにリンクする二次元コードを記載すること。

ウ. 印刷・回答用フォーム設定

- ・調査票及び依頼文を必要部数印刷すること。

- ・受託者は、調査票を基にレイアウト調整等を行い、調査対象者が使用する言語を選択できる回答用フォームをWEB上に設けること。

エ. 調査票の配布（郵送等）・回収

- ・送付用封筒には、本調査名称、送付先、送付元（受託者名・住所）、県事業である旨を明示すること。
 - ・返信用封筒には、糊付けテープ処理されたものを使用し、返信先を明示すること。
返送先は受託者とし、返送に係る郵送料は受託者が負担すること。
 - ・調査票、依頼文、返信用封筒を、受託者の負担で郵送すること。
 - ・調査票は、やさしい日本語及び出身国の主要言語の調査票を郵送すること。
- ※郵送によらない配布方法による場合は、回収方法について県と協議すること。

(3) 調査結果の集計・分析及び調査報告書の作成

- ・県内在住外国人から回収した回答結果は、県が、別途実施する外国人向けアンケート（調査票は本業務と同一）及び関係団体向けアンケート（本業務とは別内容）の回答結果（紙媒体または「ちば電子申請システム」活用）及びヒアリング結果（データでの手交を予定）と併せて集計・分析を行い、調査報告書を作成すること。
なお、県が行う調査については、別紙「調査概要」のとおり予定している。
 - ・集計方法については、最終的には受託者と協議のうえ、県が決定する
 - ・上記集計・分析結果を取りまとめ調査報告書の作成を行うこと。
 - ・自由記述形式の設問については、外国語で記載された部分については日本語翻訳し、取りまとめること
 - ・集計結果をまとめた集計表及び結果の分析・グラフを作成し、編集可能なデータを県に提出すること
 - ・調査報告書には、以下の事項についてそれぞれ分析内容を記載するとともに、実態調査の総括を記載すること。
 - ・選択式の設問：単純集計結果、クロス集計結果
 - ・自由記載形式の設問：回答とりまとめ結果
- ※別途提案を求める具体的な調査項目も踏まえ、本調査の目的に沿い、かつ事業の企画立案の参考となるようなクロス集計など、具体的な分析方法と、当該分析方法で得られるデータの有用性を提案すること（単純集計、属性別クロス集計、及び県が指定する設問間のクロス集計を含めること）。

(4) 業務実施体制

- ・業務の進捗管理を行う統括責任者を配置すること。
- ・契約の日から1週間以内に、業務スケジュール、実施体制、関係者の連絡先等を明記した業務実施計画書を2部提出すること。

(5) 調査報告書等の提出

	提出物	数量	提出時期	備考
①	実態調査報告書一式	冊子20部	令和8年3月	調査概要、調査結果概要、調査結果の集計等を掲載
②	①の電子データ	1部	同上	集計結果の分析エクセルデータも収録すること

【提出先】〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
千葉県総合企画部国際課 国際政策室
メール：kokusaig1@mz.pref.chiba.lg.jp

5 守秘義務・個人情報保護

受託者は業務の履行に当たり、業務上知り得た情報について、他人に漏らしたり、他の目的に利用してはならない。また、業務上取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、適正に管理しなければならない。

6 著作権に関する事項

本委託業務により作成された成果物及びその著作権は、すべて県に帰属するものとする。

7 事業実施の状況報告

受託者は、業務の進行状況を随時県に報告することとする。

8 業務完了報告

本委託業務終了後は、業務委託完了報告書を提出し、県の検査を受けること。
業務完了報告書には、実態調査報告書、精算報告書等の必要書類を添付すること。

9 対象経費の留意事項

委託契約に係る一般管理費は、10%を上限として計上することができる。
委託業務の対象経費（費目）は、文部科学省が「令和7年度地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業募集案内」に掲示する補助対象経費に準じる。

10 再委託等の禁止

受託者は、委託業務の全部または一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により県の承諾を得たときはこの限りでない。

11 その他

業務実施に当たり、県と随時連絡を取り、その指示に従うこととする。また、必要に応じ、対面またはオンラインにより打合せを行うこと。

本仕様書に定めのない事項については、県と受託者の協議により決定するものとする。

調査概要（予定）

仕様書別紙

調査対象		アンケート		ヒアリング	
		主な調査項目	件数（見込み）	主な調査項目等	件数（見込み）
外国人県民		・属性（年齢、国籍、使用言語、職業等） ・日本語レベル ・日本語の使用（頻度・場面・日本語ができなくて不自由に感じる事） ・日本語の学習（望ましい学習環境（形式・開催曜日・時間帯）など）	1,000以上 （うち約50は学校で生徒経由で保護者に依頼※）	現時点では想定していない	-
市町村		・管内の外国人児童の状況・認識 ・地域日本語施策の概要（市町村の役割） ・管内の日本語教室等開催状況 ・空白地域の場合、ニーズの有無・設置可能性等 ・県への要望・意見	54	必要に応じ実施 （左記の掘り下げ等）	2～3
地域日本語教室 （国際交流協会、NPO等）		・日本語教室の開設状況（運営体制・開講状況・受講料・課題） ・受講者数・属性 ・「学習言語としての日本語」教室開設への意見 ・オンライン方式の有効性・課題に関する意見 ・今後の方向性（拡充・維持・縮小等）、課題 ・行政（県、市町村）への要望・意見	100程度	必要に応じ実施 （左記の掘り下げ等）	2～3
事業者 （外国人材を雇用）		※「千葉県外国人活躍・多文化共生推進プラン」策定時の企業向けアンケート結果を活用予定		補完的に実施 【聴取項目】 ・外国人材雇用現状 ・外国人従業員の日本語能力向上に向けた取組（社内での日本語教育状況、補助等） ・今後の見込み（外国人材雇用の見込み、育成就労制度創設を見据えた課題等）	5～10
教育機関	保育園・幼稚園	・外国人児童の状況 ・日本語教育の実施状況 ・体制づくり（講師確保・教育、他団体との連携） ・保護者とのコミュニケーション状況	10程度	アンケート結果を踏まえ、必要に応じ実施 （左記の掘り下げ等）	-
	小中学校	・日本語指導の実施状況 ・保護者の状況、コミュニケーションの現状・課題 ・支援員の配置状況、日本語指導の現状・課題 ・他団体（日本語教室等）との連携状況 ※日本語指導が必要な児童生徒の数、言語は文科省調査から把握	700程度	アンケート結果を踏まえ、必要に応じ実施 （左記の掘り下げ等）	3
	高校	※小中学校と同内容を想定（県教育庁の実施する調査の結果を活用予定）			
	大学	・留学生の状況（日本語能力、日本語学習支援、進路） ・学生の日本語教育への参画意欲、進路	5～10	アンケート結果を踏まえ、必要に応じ実施 （左記の掘り下げ等）	-
	日本語学校	・運営体制、コース概要 ・受講者の状況（人数、属性（留学生以外の地域住民）、レベル、進路） ・文部科学省「認定日本語教育機関」の取得意向 ・地域との連携（日本語教員の派遣の可能性等）	50程度	アンケート結果を踏まえ、必要に応じ実施 （左記の掘り下げ等）	-
	日本語教員養成研修実施機関	・運営体制、コース概要、 ・学生の属性・就職等状況	10程度	アンケート結果を踏まえ、必要に応じ実施 （左記の掘り下げ等）	-
計			1900程度		20程度

…委託により実施（※学校を通じた配布は県が実施）

…県が直接実施（結果の集計・分析・報告は委託する）

個人情報等取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、個人情報等の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行う。

第2 事務従事者への周知及び監督

(事務従事者への監督)

- 1 乙は、この契約による事務を行うために取り扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう、事務従事者に対して必要かつ適切な監督を行う。

(事務従事者への周知)

- 2 乙は、事務従事者に対して、次の事項等の個人情報等の保護に必要な事項を周知させるものとする。
 - (1) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせてはならないこと
 - (2) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報等を不当な目的に使用してはならないこと

第3 個人情報等の取扱い

(収集の制限)

- 1 乙は、この契約による事務を行うために個人情報等を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によりこれを行う。

(秘密の保持)

- 2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(漏えい、滅失及びき損の防止等)

- 3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報等について、個人情報等の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じる。

(持ち出しの制限)

- 4 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を甲が指定した場所で行い、個人情報等が記録された機器、記録媒体、書類等（以下「機器等」という。）を当該場所以外に持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の制限)

5 乙は、甲の指示がある場合を除き、個人情報等をこの契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に対して提供してはならない。

(複写又は複製の制限)

6 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された機器等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

第4 再委託の制限

乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

第5 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第6 情報システムを使用した処理

乙は、情報システムを使用してこの契約による事務を行う場合には、この特記事項のほか、最高情報セキュリティ責任者（総務部デジタル改革推進局デジタル推進課が所管する千葉県情報セキュリティ対策基準（平成14年3月15日制定）5（1）アに規定する職にある者をいう。）の定める「データ保護及び管理に関する特記仕様書」等を遵守する。

第7 機器等の返還等

乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された機器等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に作業の方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

第8 甲の調査、指示等

(調査、指示等)

1 甲は、乙がこの契約により行う個人情報等の取扱状況を随時調査し、又は監査することができる。この場合において、甲は、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出等を求めることができる。

(公表)

2 甲は、乙がこの契約により行う事務について、情報漏えい等の個人情報等を保護する上で問題となる事案が発生した場合には、個人情報等の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙の名称等の必要な事項を公表すること

ができる。

第9 契約の解除及び損害の賠償

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、及び乙に対して損害の賠償を請求することができる。

- (1) 乙又は乙の委託先（順次委託が行われた場合におけるそれぞれの受託者を含む。）の責めに帰すべき事由による情報漏えい等があったとき
- (2) 乙がこの特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき

注

- 1 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。
- 2 委託に係る事務の実態に則して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略することとする（例：仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報等及び匿名加工情報を取り扱う事務を委託しない場合には、「個人情報等」の「等」の記述を削除する）。